

出雲市監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく
随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告
書を別紙のとおり公表します。

令和7年（2025）3月19日

出雲市監査委員 神 門 三千夫

出雲市監査委員 射 場 かよ子

出雲市監査委員 寺 本 淳 一

監 査 第 2 0 6 号
令和7年(2025)3月19日

出雲市議会議長様
出雲市長様
出雲市教育委員会教育長様
出雲市選挙管理委員会委員長様

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 寺 本 淳 一

令和6年度(2024)出雲市随時監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和6年度（2024）出雲市随時監査結果報告書

歳入歳出外現金の取扱いについて

令和7年（2025）3月

出雲市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の対象

出雲市会計規則第80条に規定している歳入歳出外現金のうち、令和5年度中において所管する各部局による歳入歳出外現金の受入れから、出納室による保管の後になされる所管する各部局による払出しまでの一連の歳入歳出外現金に係る事務の執行（令和5年度中において、受入れ、払出しがなかったが、同年度末時点において、残高がある当該現金を含む。）を対象とする。

3 監査の目的

普通地方公共団体の所有に属しない歳入歳出外現金は、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない（地方自治法第235条の4第2項）とされている。また、歳入歳出外現金の出納及び保管については、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならない（地方自治法施行令第168条の7第3項）とされている。

歳入歳出外現金として取り扱えるものは、具体的には、入札や契約に係る保証金、市営住宅敷金、給与控除金（所得税等）に係る保管金などがある。歳入歳出外現金は、予算に計上されず別途管理されているため、所管課以外が状況について確認する機会はほとんどないのが実態である。そのため、保証金のように長期間保管が必要となるものの管理が適正に行われず、返金が遅延するなどの出納に係る事務処理誤りが起きたり、内訳の不明な現金が滞留するおそれがある。

このことから、歳入歳出外現金の取扱い及び管理状況を確認することによって、今後の適正な事務の執行に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の着眼点

- （1）歳入歳出外現金を取扱うことに法令の根拠はあるか。
- （2）歳入歳出外現金の受入れ、払出し等が適正に管理されているか。
- （3）令和5年度末残高（令和6年度への繰越額）において、保有額に誤りはないか。
また、残高の内訳に不明なものはないか。
- （4）長期間滞留している金額はないか。
- （5）歳入歳出外現金に係る事務処理は適正か。

5 監査対象部局

全部局（公営企業会計を除く）

6 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、関係職員からの事情聴取を行った。

7 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 出雲市監査委員事務局
- (2) 日 程 令和6年11月22日から令和7年3月19日

8 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 神 門 三千夫
出雲市識見監査委員 射 場 かよ子
出雲市議選監査委員 寺 本 淳 一

(注)

- 1 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数が合わない場合がある。

第2 監査対象の概要

監査対象部局から提出された監査調書の集計結果等に基づく分析は、以下のとおりである。

1 歳入歳出外現金の概要

(1) 歳入歳出外現金について

本市における歳入歳出外現金は、出雲市会計規則第80条において区分し整理されており、その内訳について規定している。財務会計システムにおいては、歳入歳出外現金には、第1款から第32款まであり、款の下には項が設定されている。

出雲市会計規則（抜粋）

（歳入歳出外現金等）

第80条 歳入歳出外現金等は、次の各号に掲げる区分により整理し、出納及び保管しなければならない。

(1) 所有金

(2) 預り金

ア 保証金

(ア) 入札保証金

(イ) 契約保証金

(ウ) 市営住宅敷金

(エ) その他の保証金

イ 保管金

(ア) 所得税

(イ) 県民税及び市民税

(ウ) 共済組合掛金等

(エ) その他の保管金

ウ 担保

(ア) 指定金融機関等の事務の取扱いをする者の提供した担保

(イ) その他の担保

2 歳入歳出外現金等は、現にその出納を行った日の属する年度により処理しなければならない。

(2) 監査対象部署数

今回の監査対象は、令和5年度中において所管する各部局による歳入歳出外現金の受入れから、払出しまでの一連の歳入歳出外現金に係る事務の執行があるか、令和5年度中において、受入れ、払出しがなかったが、同年度末時点において、残高がある当該現金を含むとしており、その部署数は以下のとおりで43部署であった。また、各部署で取り扱っている歳入歳出外現金は、79件であった。

| 部局 | 部署数 | 歳入歳出外現金の件数 |
|------------|-----|------------|
| 総合政策部 | 3 | 3 |
| 総務部 | 3 | 14 |
| 防災安全部 | 1 | 1 |
| 財政部 | 5 | 18 |
| 健康福祉部 | 4 | 6 |
| 子ども未来部 | 2 | 4 |
| 市民文化部 | 4 | 6 |
| 商工振興部 | 2 | 2 |
| 観光交流部 | 1 | 2 |
| 環境エネルギー部 | 2 | 2 |
| 農林水産部 | 2 | 2 |
| 都市建設部 | 5 | 6 |
| 選挙管理委員会事務局 | 1 | 1 |
| 教育部 | 5 | 5 |
| 消防本部 | 2 | 6 |
| 上下水道局 | 1 | 1 |
| 合計 | 43 | 79 |

(3) 歳入歳出外現金の実績額

本市の令和5年度の歳入歳出外現金の実績額は以下のとおりとなっている。

| 款 | 項 | R4年度繰越金額 | R5年度受入金額 | R5年度払出金額 | R5年度末残高 | R5年度末 残高構成比 |
|----------------|------------------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------|----------------|
| 市県民税・森林環境税 | | | | | | |
| 1 | 市県民税・森林環境税現年分特別徴収 | 973,573,273円 | 11,467,416,681円 | 11,497,677,812円 | 943,312,142円 | 67.1% |
| 2 | 市県民税・森林環境税現年分年金特別徴収 | 92,015,700円 | 532,856,800円 | 531,499,200円 | 93,373,300円 | 6.6% |
| 3 | 市県民税・森林環境税現年分普通徴収 | 67,134,347円 | 2,495,990,786円 | 2,503,022,766円 | 60,102,367円 | 4.3% |
| 4 | 市県民税・森林環境税滞納繰越分特別徴収 | 13,932,200円 | 10,459,178円 | 23,443,978円 | 947,400円 | 0.1% |
| 5 | 市県民税・森林環境税滞納繰越分普通徴収 | 1,582,234円 | 81,011,654円 | 80,642,605円 | 1,951,283円 | 0.1% |
| 6 | 市県民税・森林環境税督促手数料特別徴収 | 93,200円 | 118,100円 | 112,200円 | 99,100円 | 0.0% |
| 7 | 市県民税・森林環境税督促手数料普通徴収 | 800,700円 | 939,630円 | 870,100円 | 870,230円 | 0.1% |
| 8 | 市県民税・森林環境税延滞金特別徴収現年分 | 29,700円 | 157,200円 | 117,100円 | 69,800円 | 0.0% |
| 9 | 市県民税・森林環境税延滞金普通徴収現年分 | 112,900円 | 403,837円 | 438,337円 | 78,400円 | 0.0% |
| 10 | 市県民税・森林環境税延滞金特別徴収滞納繰越分 | 0円 | 926,500円 | 926,500円 | 0円 | 0.0% |
| 11 | 市県民税・森林環境税延滞金普通徴収滞納繰越分 | 226,715円 | 10,688,860円 | 10,493,484円 | 422,091円 | 0.0% |
| 所得税・住民税（源泉徴収分） | | | | | | |
| 12 | 所得税（単件） | 18,691,151円 | 368,843,709円 | 369,452,156円 | 18,082,704円 | 1.3% |
| 13 | 特別徴収住民税（単件） | 33,635,900円 | 370,329,309円 | 372,069,109円 | 31,896,100円 | 2.3% |
| 健保厚年 | | | | | | |
| 14 | 健康保険（単件） | 15,957円 | 0円 | 60円 | 15,897円 | 0.0% |
| 15 | 厚生年金（単件） | 1,346,676円 | 148,614,447円 | 148,403,612円 | 1,557,511円 | 0.1% |
| 共済掛金 | | | | | | |
| 16 | 市町村職員共済掛金（単件） | 75,148円 | 1,395,108,157円 | 1,395,183,305円 | 0円 | 0.0% |
| 17 | 市町村職員互助会掛金（単件） | 0円 | 11,212,581円 | 11,212,581円 | 0円 | 0.0% |
| 18 | 償還金 | 0円 | 15,139,842円 | 15,139,842円 | 0円 | 0.0% |
| 19 | 貯金 | 0円 | 366,911,000円 | 366,911,000円 | 0円 | 0.0% |
| 共済物資等 | | | | | | |
| 20 | 市町村職員共済クレジット（単件） | 0円 | 6,000,210円 | 6,000,210円 | 0円 | 0.0% |
| 21 | 市町村職員共済遺族サポートプラン（単件） | 0円 | 71,974,529円 | 71,974,529円 | 0円 | 0.0% |
| 22 | 市町村職員ゆとり（単件） | 0円 | 33,117,000円 | 33,117,000円 | 0円 | 0.0% |

| 款 | 項 | R4年度繰越金額 | R5年度受入金額 | R5年度払出金額 | R5年度末残高 | R5年度末 残高構成比 | |
|-----|--------------------------|-----------------|-------------|-------------|--------------|----------------|------|
| 保証金 | | | | | | | |
| 23 | 契約保証金 | 150,658,174円 | 99,450,361円 | 88,042,575円 | 162,065,960円 | 11.5% | |
| 24 | 市営住宅入居契約保証金 | 77,692,685円 | 3,600,300円 | 5,402,760円 | 75,890,225円 | 5.4% | |
| 25 | 出雲文化伝承館使用契約保証金 | 500,000円 | 0円 | 0円 | 500,000円 | 0.0% | |
| 26 | 出雲ドーム関連施設使用契約保証金 | 2,145,000円 | 0円 | 0円 | 2,145,000円 | 0.2% | |
| 27 | 空き家活用住宅入居契約保証金 | 162,000円 | 0円 | 0円 | 162,000円 | 0.0% | |
| 28 | 公売保証金（収納課） | 0円 | 9,340円 | 9,340円 | 0円 | 0.0% | |
| 29 | ひのみさきの宿ふじ契約保証金 | 400,000円 | 0円 | 0円 | 400,000円 | 0.0% | |
| 30 | 貸工場保証金 | 1,959,039円 | 393,525円 | 157,410円 | 2,195,154円 | 0.2% | |
| 31 | 入札保証金 | 0円 | 25,000円 | 25,000円 | 0円 | 0.0% | |
| 32 | 官公庁オークション契約保証金 | 0円 | 20,000円 | 20,000円 | 0円 | 0.0% | |
| 保管金 | | | | | | | |
| 33 | 差押金（収納課） | 481,143円 | 60,437,892円 | 59,430,203円 | 1,488,832円 | 0.1% | |
| 34 | 被保護者等遺留金 | 2,943,347円 | 789,849円 | 431,909円 | 3,301,287円 | 0.2% | |
| 35 | 保管金（収納課） | 0円 | 643,575円 | 0円 | 643,575円 | 0.0% | |
| 36 | 保管金（日本スポーツ振興センター 教育政策課） | 1,773,874円 | 16,161,479円 | 16,989,421円 | 945,932円 | 0.1% | |
| 37 | 保管金（日本スポーツ振興センター 保育幼稚園課） | 0円 | 14,268円 | 14,268円 | 0円 | 0.0% | |
| 38 | 保管金（個人番号カード再発行手数料） | 278,000円 | 338,000円 | 280,000円 | 336,000円 | 0.0% | |
| その他 | | | | | | | |
| 39 | その他 地方公務員災害補償基金負担金清算金 | 0円 | 384,303円 | 384,303円 | 0円 | 0.0% | |
| 40 | その他 市町村職員人材育成総合交付金 | 0円 | 198,000円 | 0円 | 198,000円 | 0.0% | |
| 41 | 災害寄附金 | 令和5年7月大雨災害寄附金 | 0円 | 1,235,000円 | 0円 | 1,235,000円 | 0.1% |
| 42 | 乳幼児医療高額療養費世帯合算金 | 乳幼児医療高額療養費世帯合算金 | 546,030円 | 2,613,626円 | 2,626,565円 | 533,091円 | 0.0% |
| 43 | 個人型拠出年金 | 個人型拠出年金 | 0円 | 19,227,000円 | 19,227,000円 | 0円 | 0.0% |
| 44 | 子ども医療高額療養費世帯合算金 | 子ども医療高額療養費世帯合算金 | 0円 | 236,763円 | 0円 | 236,763円 | 0.0% |
| 45 | 災害義援金 | 令和5年7月大雨災害義援金 | 0円 | 4,655,251円 | 4,655,251円 | 0円 | 0.0% |

（４）歳入歳出外現金として取扱うことのできる根拠法令の有無について

根拠法令の有無については、「根拠法令有」が 43 件（95.6%）で、「根拠法令無」が 2 件（4.4%）であった。「根拠法令無」は、「その他 市町村職員人材育成総合交付金」と「災害寄附金」であった。

| 区分 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|-------|------|--------|
| 件数 | 43 | 2 | 45 |
| 構成比 | 95.6% | 4.4% | 100.0% |

2 歳入歳出外現金の管理状況について

(1) 歳入歳出外現金の受入れ、払出し、残高の管理方法について

歳入歳出外現金の受入れ、払出し、残高の管理方法については、「財務会計システムで管理のみ」が53件(67.1%)、「財務会計システムのほか、表計算ソフト等で管理」が15件(19.0%)、「財務会計システムのほか、専用システムで管理」が11件(13.9%)であった。

| 区分 | 財務会計システムでの管理のみ | 財務会計システムのほか、表計算ソフト等で管理 | 財務会計システムのほか、専用システムで管理 | その他 | 合計 |
|-----|----------------|------------------------|-----------------------|------|--------|
| 件数 | 53 | 15 | 11 | 0 | 79 |
| 構成比 | 67.1% | 19.0% | 13.9% | 0.0% | 100.0% |

(2) 財務会計システム上の残高と、表計算ソフトや専用システム等の残高との突合の有無について

財務会計システム上の残高と、表計算ソフトや専用システム等の残高との突合の有無については、財務会計システムと併せて管理している歳入歳出外現金の26件全てで突合を行っていた。

| 区分 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|--------|------|--------|
| 件数 | 26 | 0 | 26 |
| 構成比 | 100.0% | 0.0% | 100.0% |

(3) 市の財務会計システム上の残高と、表計算ソフトや専用システム等の残高と突合の頻度について

市の財務会計システム上の残高と、表計算ソフトや専用システム等の残高と突合の頻度については、「受入、払出があった時」が14件(53.8%)、「毎週」が1件(3.8%)、「毎月」が11件(42.3%)であった。

| 区分 | 受入、払出があった時 | 毎日 | 毎週 | 毎月 | 合計 |
|-----|------------|------|------|-------|--------|
| 件数 | 14 | 0 | 1 | 11 | 26 |
| 構成比 | 53.8% | 0.0% | 3.8% | 42.3% | 100.0% |

(4) 残高突合確認の所属長への報告の有無について

残高突合確認の所属長への報告の有無については、「報告有」が25件(96.2%)で、「報告無」が1件(3.8%)であった。

| 区分 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|-------|------|--------|
| 件数 | 25 | 1 | 26 |
| 構成比 | 96.2% | 3.8% | 100.0% |

(5) 残高突合確認の所属長への報告の方法について

残高突合確認の所属長への報告有のうち、残高突合確認の所属長への報告の方法については、「文書等」が24件(96.0%)で、「口頭」が1件(4.0%)であった。

| 区分 | 文書等 | 口頭 | 合計 |
|-----|-------|------|--------|
| 件数 | 24 | 1 | 25 |
| 構成比 | 96.0% | 4.0% | 100.0% |

(6) 令和5年度末残高と表計算ソフトや専用システム等の内訳の差異の有無について

令和5年度末残高がある歳入歳出外現金の表計算ソフトや専用システム等の内訳の差異の有無については、「差異有」が1件(6.3%)で、「差異無」が15件(93.8%)であった。

「差異有」の1件については、その理由を把握していた。

| 区分 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|------|-------|--------|
| 件数 | 1 | 15 | 16 |
| 構成比 | 6.3% | 93.8% | 100.0% |

(7) 歳入歳出外現金の保管管理に係る事務処理マニュアルの作成の有無について

歳入歳出外現金の保管管理に係る事務処理マニュアルの作成の有無については、「マニュアル作成有」が5件(6.3%)で、「マニュアル作成無」が74件(93.7%)であった。

| 区分 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|------|-------|--------|
| 件数 | 5 | 74 | 79 |
| 構成比 | 6.3% | 93.7% | 100.0% |

(8) 歳入歳出外現金の保管管理に係る事務処理マニュアルの作成の意向について

歳入歳出外現金の保管管理に係る事務処理マニュアルの作成の意向については、「マニュアル作成意向有」が6件(8.1%)で、「マニュアル作成意向無」が68件(91.9%)であった。

「マニュアル作成意向無」の主な理由としては、「引継書に記載しているため」、「マニュアルを作成するほどの内容でない」、「管理件数が少ないため」などがあつた。

| 区分 | 有 | 無 | 合計 |
|-----|------|-------|--------|
| 件数 | 6 | 68 | 74 |
| 構成比 | 8.1% | 91.9% | 100.0% |

第3 監査の結果

1 指摘事項

- (1) 退職した職員の還付すべき健康保険料及び厚生年金保険料掛金について、還付手続きを行わなかったため時効となっていた。(人事課)
- (2) 未処理分の関係書類について、保存年限が経過したとして廃棄していた。(福祉推進課)
- (3) 条例で定められた事務処理をしていなかった。(建築住宅課)
[出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第20条]

2 注意事項

- (1) 一般会計への公金振替処理をしていなかった。(1課)
- (2) 関係課との連絡・調整が不十分であったため、一般会計への公金振替処理をしていなかった。(1課)

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするもので、適時措置状況の報告をするよう求める。

- 1 法令(条例、規則その他の例規を含む。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

第4 監査意見

今回の監査において、改善、検討が必要と考えられる事案が見受けられたので、以下のとおり、監査の結果に基づく意見を付すこととする。

1 事務処理マニュアルについて

事務処理マニュアルについては、歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）の管理件数や金額が少ないこと、事務処理の内容が単純なため必要性が低いことなどを理由として作成していない課等が見受けられた。

歳計外現金は、科目ごとに管理件数や金額、保管の期間が異なっており、状況が多様であることから、それぞれの歳計外現金の実態に即した取扱いが求められる。事務処理マニュアルは、事務処理の機会が少ない場合にこそ、誤りの未然防止のための有効な手段となるとともに、人事異動に伴う後任者への事務引継にも必須である。この機会をとらまえて、更なるミスの軽減を図るため事務処理マニュアルの作成及び見直しを実施していただきたい。

2 法令に基づいた事務処理について

歳計外現金の保管は、地方自治法第235条の4第2項に規定されているが、根拠法令がないものや、所管課が根拠として示した法令が違っているものが見られた。この原因は、根拠法令等を十分に確認しなかったり、前例を踏襲していたためである。

歳計外現金を取り扱う課等においては、根拠となる法令を適宜確認し、適正に対応していただきたい。

[地方自治法第235条の4第2項]・・・法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。

3 むすび

今回の随時監査では、歳計外現金の取扱いについて監査を行った。一部に改善を要する事項があったが、契約保証金などは、適切に事務手続きを行ったうえで、返金されているなど、おおむね適正に事務処理が行われていると認められた。

指摘事項や注意事項とした事案は、本監査を契機に、改めて歳計外現金の内容把握に努めた結果、未処理事案が明らかになったものや、過去から内容を把握しないまま毎年度末に繰越処理を行っていた事案の全容が判明したものであった。これは、未処理事案が生じているにもかかわらず、個別の管理簿等がなかったり、事務引継等も行われておらず、組織として残高の内訳を確認できていなかったことが要因となっている。

また、中には、内容把握に努めようとしても、書類の検索に時間を要したり、書類自体が見つからなかったために、解決に至らなかった事案があった。このように公文書の管理が適切に行われていない実態があったため、廃棄の際には、保存年限が経過したファイルでも未処理分が混在していないか確認するなど、その手続きについて見直していただきたい。

所管課等は、歳計外現金が公金であって、法令に基づいて、市が市民等の現金を保管していることを十分に認識するとともに、出納室は、歳計外現金を取扱う部局に対して助言、指導等をしていただき、より一層適正かつ確実に事務処理されることを望むものである。